

レンタカーでの傷トラブルにご用心 ー記録、確認、連絡！ー

新緑の季節、ゴールデンウィークや休日に、観光や行楽でレンタカーを利用する場面もあるかと思いますが。

国民生活センターによると、レンタカーの返却時や返却後に覚えのない傷の修理代を請求され、店舗側とトラブルになる事例があるとのこと。

そこで今回は、相談事例や消費者へのアドバイスをお知らせします。

相談事例

【事例1】返却時に担当者と傷の確認をしたが、その後傷を見つけたとして賠償請求された

【事例2】フルカバータイプの保険をつけたにもかかわらず、ノンオペレーションチャージ（NOC）の請求を受けた

※ ノンオペレーションチャージ（NOC）：休業補償費。修理等により車両が使えないことで事業者が生じた損害に対する補償として、利用者が支払わなければならない費用。免責補償制度（保険）に加入していても請求され、事業者によっては、この支払いを免除するオプションを設けている場合もある。

消費者へのアドバイス

①利用前と返却時には、必ず車の状態を確認して記録する！

利用前および返却時は、時間に余裕をもつことが重要です。
「覚えのない傷の修理代を請求された」というトラブルを防ぐためにも、
利用前、返却時ともに、必ずレンタカー会社と一緒に内装も含めて
車両の傷や汚れを確認しましょう

②保険や補償に関するルールは契約前にチェックし、不明な点は確認する！

契約前に、ホームページや店舗等で貸渡約款、利用ガイド等を確認し、利用料金だけではなく、
保険や補償制度の内容、適用条件等を確認してください。

③事故が発生した時や傷に気が付いた時は、すぐに警察及びレンタカー会社へ必ず連絡する！

事故が発生した時や覚えのない傷に気が付いた時は、その大小に関わらず、その場ですぐに警察及びレンタカー会社に連絡するなど、所定の手続きを行いましょう。所定の手続きを行わなかった場合、保険や補償制度が適用されず、修理代等が自己負担になる可能性がありますので注意が必要です。

なお、事故が発生した場合の対応方法については、ホームページや店舗等の貸渡約款、利用ガイドのほか、レンタカー利用時に必ず交付される貸渡証等の書面一式の中にも記載されています。

★クイズ★18歳になったら「できること」と「できないこと」

令和4年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられています。
次の中で18歳でできることは何でしょう？

- ①お酒を飲む
- ②国民年金を納付する
- ③馬券を買う
- ④クレジットカードをつくる



※答えは裏面

レンタカーでの傷トラブルにご用心
⚠ 記録、確認、連絡 ⚠

返却後に…突然、修理代の請求！?



レンタカーの利用に際して

- ☒ 利用前と返却時には、必ず車の状態を確認して記録する！
- ☒ 保険や補償に関するルールは契約前にチェックし、不明な点は確認する！
- ☒ 事故発生時や傷に気が付いた時は、すぐに警察及びレンタカー会社へ必ず連絡する！



困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

い や や
☎ 188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。

最近の消費者問題や暮らしに関することをもっと詳しく学びたい!と思ったら・・



◆令和7年度徳島県消費者大学校 学生募集中!

消費者大学校では、毎年度、最近の消費者問題や暮らしに関する様々な課題について学べる講座を開講しており、現在、令和7年度の学生を募集中です。ぜひ、お申し込みください!

コース及び募集人数

- (1)対面 120名
- (2)オンデマンド配信 定員なし

場所

とくぎんトモニプラザ 大会議室
(徳島市寺島本町西1-5 アミコビル東館9階)

入学金・授業料

無料

日程

令和7年6月14日～7月26日の間の
毎週土曜日(全11講座)

原則、午後1時～午後4時10分

ただし、各講座日によって異なります

申込期間

7月19日(土)まで
(各講座開催日の一週間前まで)

入学手続

詳しくは、入学案内をご覧ください。

【問合せ・申込み先】

NPO法人徳島県消費者協会 TEL088-625-8285 FAX088-625-8312

《コラム》ワンヘルスってなに?

～県消費者法務専門員:中川まな美(弁護士)～

みなさんは、「ワンヘルス」という言葉を聞いたことがありますか。

これは、人と動物の健康、環境の健全性を一つととらえ、一体的に守ろうという取り組みです。

新型コロナウイルス、鳥インフルエンザなどの動物に由来する感染症は、森林破壊や気候変動等の環境問題により、野生生物や蚊などの虫の生息環境が変化し、人の生活圏と重なったことが原因で発生したとも言われています。

人の健康を守るには、動物も健康で、環境も健全でなければなりません。そのために、医師、獣医師、研究者及び関係機関等が連携していこうという取り組みが「ワンヘルス」です。

徳島県でも、令和5年3月に「徳島県ワンヘルス推進条例」ができ、ワンヘルスへの取り組みを行っています。

ワンヘルスの推進のため、私たち一人一人ができることは为什么呢。

まずは、動物も人もかかる感染症をまん延させないよう、日頃から手洗いうがいをすることです。他にも、山に入るときは、長袖長ズボンを着用するなど、動物等からの感染に注意することが考えられますね。

また、自分で飼っているペットについても、予防接種等により健康を維持し、衛生管理に気を配り、適切に飼育する必要があります。

さらに、地球温暖化、森林破壊等の環境問題に関心を持ち、これに配慮した商品を進んで買うなどが考えられます。

人も動物も環境も、みんな健康って、いいですね!



★クイズの答え 正解:④

クレジットカード、アパート、スマートフォン等の契約が親などの同意なしでできるようになります。ローンを組んで高額商品も買えますが、未成年であることを理由に契約の取り消しはできません。契約は慎重に行いましょう。

※契約が条件付の場合もあります。

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ ☎ 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

